主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人宇和川浜蔵の上告趣意は、量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年二月一四日

最高裁判所第一小法廷

| 裁判長 | 長裁判官 | 真 | 野 |   |   | 毅 |
|-----|------|---|---|---|---|---|
|     | 裁判官  | 沢 | 田 | 竹 | 治 | 郎 |
|     | 裁判官  | 斎 | 藤 | 悠 |   | 輔 |
|     | 裁判官  | 岩 | 松 | Ξ |   | 郎 |